

21日(日)は市長・市議会議員選挙の投票日



あなたの一票です！
すばうじ、
芦屋をきめるのは

芦屋市長選挙及び芦屋市議会議員選挙は、四月十四日(日)に告示され四月二十一日(日)が投票日です。

あなたが選んだ一票が、向う四年間の芦屋市政を担う大切な選挙です。百年の大計に立った人づくりまちづくりの礎を築きます。候補者の政見に目と耳を傾け、よく考えていい人を選んでください。

投票できる人

今回の選挙で投票ができる人は、下表のとおりです。

投票通知書は県会選挙と兼ねており、三月末にすでにお送りしていますので投票所へご持参ください。

なお、四月七日の県会選挙に資格がなくて、今回の市長及び市会選挙に

投票時間

市内十九の投票所で、午前七時から午後六時まで行われます。

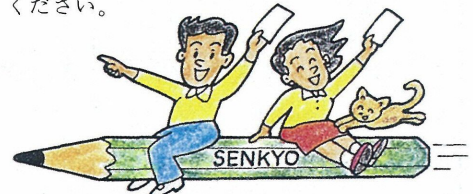
投票の順序は市会選挙が先で、続いて市長選挙です。

投票用紙の色は、市会選挙が白色、市長選挙がクリーム色です。

芦屋市で投票できる人

- 昭和46年4月22日以前に生まれた人
- 平成3年1月13日までに芦屋市に転入届出をし、引き続き住民基本台帳に登録されている人

なお、平成3年3月22日以後、市内に転居届をした人は、前住所地の投票所で投票してください。



一

口

メ

モ

● 選挙人名簿登録者数

男30,701人 女35,854人 計66,555人

(平成3年3月28日現在)

● 過去の投票率

昭和62年4月26日執行

市長 58.37% 市会 58.37%

昭和58年4月24日執行

市長 57.28% 市会 57.29%

不在者投票



Q 氏が同じ候補者が二人いた場合、正確な氏と名を書かず同じ氏のみを書けば、無効になるのですか？

A その票をみるとどちらの候補者に投票したか明らかではありませんが、有効とし、あん分票として処理します。あん分票の分け方は、各々の候補者の有効投票数の割合に応じて分けられます。

せっかく投票された大切な投票です。投票所の記載台に貼られている氏名揭示の氏名を、はつきりと書きましょう。

選挙メモ『あん分票』

重度障害のある人は郵便投票制度

選挙管理委員会が発行の「郵便投票証明書」を持っておられるかたは、四月十七日までに投票用紙の請求をしてください。

投票日に仕事や旅行などで、どうしても投票に行くことができない場合は、あらかじめ投票を済ませていただく不在者投票制度があります。

ぜひ、ご利用ください。

● 期間 四月十四日(日)～四月二十日(土)

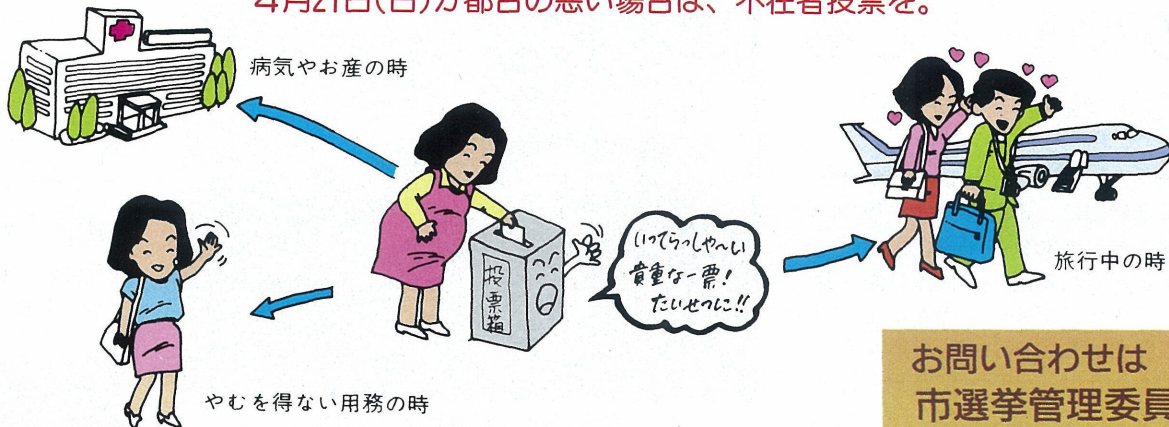
● 時間 午前八時三十分～午後五時

(土曜日・日曜日もしています)

● 場所 市役所南館4階 選挙管理委員会事務局

● 印鑑と投票通知書をご持参ください。

4月21日(日)が都合の悪い場合は、不在者投票を。



20日(土) 17時まで

不在者投票の制度をご利用ください

お問い合わせは
市選挙管理委員会 ☎2100へ

投票の順序

☆投票時間 午前7時～午後6時



投票の順序は、市会そして市長です

市選挙管理委員会
委員 田中 武夫



今回の選挙は、芦屋市の将来を託する私たちの一番身近な選挙です。簡単に、市長・市会選挙の概略をご説明します。投票の順序は、まず、

変更したり、明るい雰囲気です。投票していただけるように配慮をしています。お気付きの点がありましたら選挙管理委員会へお聞かせください。残念に思うことは前回の市会選挙では、せっかく投票しても無効となつた投票が七百十三票もありました。候補者の名前のは、はつきりと正確に投票用紙にお書きください。なお、投票通知書は三月末に県会選挙と兼ねてお送りしていますが、紛失された場合は投票所で再発行をします。

投票所ご案内

投票通知書をご持参ください!



① 茶屋之町・大樹町・公光町 精道町	② 浜芦屋町・松浜町・平田町	③ 竹園町・呉川町・伊勢町	④ 浜町・西藏町	⑤ 打出町・大東町(1～11街区) 南宮町(1～11街区)
⑥ 上宮川町・宮塚町・若宮町 宮川町	⑦ 楠町・春日町・打出小槌町	⑧ 翠ヶ丘町・親王塚町	⑨ 六麓荘町・岩園町・東山町	⑩ 大原町
⑪ 奥山・山手町・東芦屋町	⑫ 山芦屋町・西山町・三条町	⑬ 船戸町・松ノ内町・月若町・西芦屋町・三条南町・業平町 前田町・清水町	⑭ 川西町・津知町・平田北町	⑮ 大東町(12～18街区) 南宮町(12～18街区)
⑯ 朝日ヶ丘町	⑰ 若葉町・緑町・潮見町	⑱ 奥池町・奥池南町	⑲ 新浜町・浜風町・高浜町	お問い合わせは 市選挙管理委員会へ ☎38-2100 (直通)

ご家庭のテレビでも開票速報を

市長・市会選挙の開票は同時に開始します。すべての開票作業が終わる確定時間は、市長選挙は午後10時30分、また市会選挙は午後11時30分の予定です。開票状況を参観されるかは、精道小学校体育館へお越しただければ結構ですが、混雑が予想されますので、市役所北館前でも開票速報の掲示をしています。また、CCAにご加入の方は、「芦屋広報チャンネル」「チャンネル55CCA」でもご覧いただけます。



開票会場となる精道小学校体育館

開票

- 日時 4月21日(日)午後7時30分～
- 場所 精道小学校体育館

開票速報

- 市長 午後8時30分～ 30分ごとに発表
 - 市会 午後8時30分～ 30分ごとに発表
- ※上記時間は予定ですので多少かわることがあります。

CCA(ケーブルコミュニケーション芦屋)加入についての問い合わせは ☎0120-181-344へ

ごみを出すときのマナーとごみの減量にご協力を

年々、ごみの量が増え続けています。市のごみ焼却施設の処理能力にも限界があります。

一年間の市民一人当たりのごみの量は、三七八kg、その処理経費は一万四千円にもなります。

市民の皆さんのちよつとしたご協力でごみの量を減らし、それにかかる経費を他の事業にあてる事ができます。

●過剰包装はことわり、スーパーでの買物時には買物袋を持参しましょう

●使い捨て商品ではなくくり返し使える商品を選びましょう。

●ものを大切に作る気持ちで使ってください。

●自分の捨てたごみがどう処理されるのか、捨てる時にほんの少し考えてみましょう。

●収集時には、ステーションに車を駐車しないでください

●決まった日時、決まったステーションに必ず出してください

●袋はビニール袋を使つて

●生ごみ類はよく水を切つて

●携帯用ガスコンロのボンベやスプレー缶には必ず穴をあけて

★「集団回収」の報償金が五円に

芦屋市では、古紙、アルミ缶等の資源ごみの集団回収に対して報償金を交付しています。

●参加世帯―一団体二十世帯以上・自治会、マンション管理組合、老人会、子供会、PTA等。

●回収回数―月一回以上定期的に集団回収を行うこと。

●報償金―売却された重量に対し1kg当たり五円を交付します。

▼回収品目―古新聞・雑誌・ダンボール・布切れ

▼回収方法―月一回以上定期的に集団回収を行うこと。

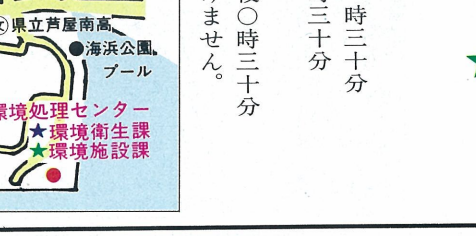
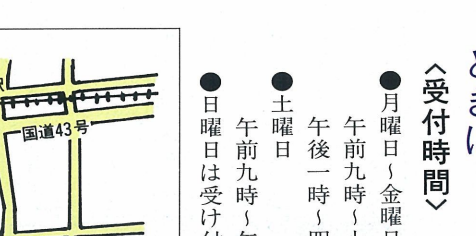
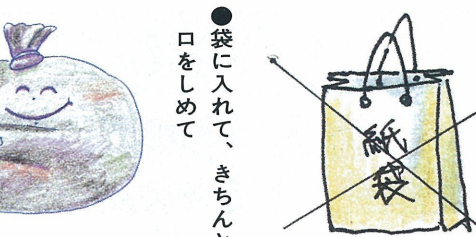
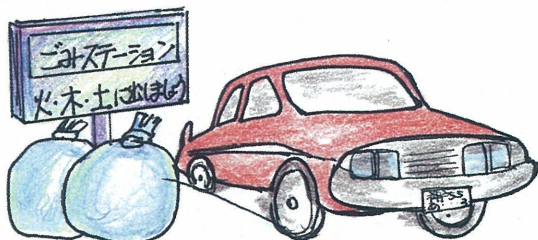
▼報償金―売却された重量に対し1kg当たり五円を交付します。

制度の内容

●回収品目―古新聞・雑誌・ダンボール・布切れ

●回収方法―月一回以上定期的に集団回収を行うこと。

●報償金―売却された重量に対し1kg当たり五円を交付します。



★捨てないで！牛乳パック★

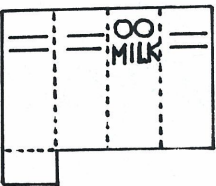
牛乳パックは良質のパルプで作られていますので、貴重なリサイクル資源です。回収して、ティッシュペーパーやトイレットペーパー等に再生できます。(1リットルパック10枚でトイレットペーパーが2個できます。)

市では、牛乳パックについてもキロ当たり5円の集団回収報償金を登録団体に交付します。仕切り伝票に牛乳パックの重量を明示してもらって下さい。

※牛乳パックを取り扱わない回収業者もありますので、業者のかたと相談して下さい。

牛乳パックの出し方 (必ず守って下さい。)

- ① 飲み終わったらすぐに3回程度水洗いしてください。(水洗いが不十分だと、ニオイやカビの原因となります。)
- ② はさみやカッターで切り開いて下さい。
- ③ 完全に乾かしてから、牛乳パックだけを束ねて出して下さい。雑誌等には混ぜないで下さい。



(注)紙が茶色のものやアルミ箔を使用したものは回収できません。
(注)切り開かずに、つぶしただけのパックは絶対に混ぜないで下さい。

資源ごみ集団回収制度ではありませんが、以下のコープで牛乳パックの引き取りをしています。

- コープ 芦屋 (大原町11-1、☎2222) 毎月15日
- コープ 打出浜 (大東町9-11、☎23882) 第3(水)曜日
- コープ 浜 芦屋 (伊勢町2-1、☎230441) 毎月1日と15日(定休日の場合は翌日)
- ミニコープ 芦屋浜 (潮見町7-11、☎2970) 第2(月)曜日

★飼えなくなつた動物は……

犬の運動・散歩時には必ずフンの始末を!



動物を飼うにも、ルールがあります。

犬の引き取り

とき 毎週火・金曜日
午前九時～十一時
ところ 芦屋保健所(☎20707)

持参するもの 犬の鑑札・注射済票・印鑑

料金 無料(飼い主の判明しない犬も可)

猫の引き取り

とき 毎月第一・三水曜日
午前九時二十分～九時五十分
ところ 衛生総務課

上記以外の引き取り

①衛生総務課で左記料金を納め「獣医師への依頼書」をもらう。

②「依頼書」を持って、市内の動物病院へ連れていく。

料金 大型犬 一匹六千円、中型犬 一匹五千円、小型犬・成猫 一匹四千円、生後二週間以内の小犬・子猫 三匹まで三千円、一匹ふえるごとに五百円加算、犬・猫以外の動物は右記に準ずる。

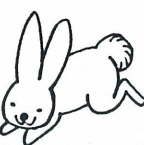
死んだ動物の引き取り

受け付け 平日 午前九時～午後二時三十分
土曜日 午前九時～十時三十分
収容 平日 午後三時～四時 土曜日 午前十一時～正午

ところ 衛生総務課

料金 大型犬 一匹三千円、中型犬 一匹二千円、小型犬、一匹二千円、猫・うさぎ等 一匹二千円(ただし、飼い主が判明しない犬・猫等は無料)

お問い合わせ



- ★ 衛生総務課 ☎(31) 2121 内線2602
- ★ 環境衛生課 ☎(22) 2155
- ★ 環境施設課 ☎(32) 5391

☆印の色の担当課へどうぞ